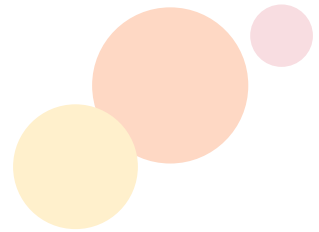


障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ



INDEX

1

P03

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援について
自主事業によりサポートする取組例
自主事業、グループホーム、自立生活援助

2

P04

法人内の複数の相談支援機関の連携による
結婚や子育てを含む希望する生活の実現に向けた支援の取組例
障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所

3

P05

グループホームにおける子育て中の利用者に対する
子育て支援機関と連携した支援の取組例
グループホーム

4

P06

相談支援事業所における、子育て中の利用者に対する
市町村児童福祉部署やホームヘルパー等と連携した取組例
委託・特定相談支援事業所

INDEX

5

P07

相談支援事業所における子育て中の利用者に対する
障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携した取組例
特定相談支援事業所・自立生活援助

6

P08

法人内の母子への支援事業や子育て支援事業を活用した
障害者本人を含む家族への包括的な支援の取組例
委託・特定相談支援事業所

7

P09

市町村が定例ミーティングの開催などにより主導し、
母子保健分野・児童福祉分野と障害福祉分野の連携体制を
構築している取組例
市町村母子保健・児童福祉部署、市町村障害福祉部署
児童家庭支援センター、基幹相談支援センター

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援について

自主事業によりサポートする取組例

自主事業、グループホーム、自立生活援助

自主事業、グループホーム、自立生活援助における支援の取組

- 障害者を対象とした会員制の独自の自主事業に取り組んでおり、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについてサポート
- 交際中カップル数十組、結婚・パートナー生活数十世帯、子どものいる家族数世帯がいる
- 自主事業が障害者の結婚や子育て等に対する支援を実施し、グループホームや自立生活援助の職員が当該自主事業の職員と連携を図ることにより、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援を行っている

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援に特化した自主事業

- ・ 以下のような独自の自主事業により、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについて、サポートを実施。

<概要>

- 会員制の事業であり、他の法人の利用者も登録可能
- 障害がある方が対象。会員のほとんどが障害支援区分1以上の方
- 会員約数百名のうち、交際中カップルは数十組、結婚・パートナー生活は数十世帯、子どものいる家族は数世帯
- 職員数十人（専任職員数名。残りは各グループホームなどの職員が兼務）
- お付き合いマナーや性に関する講座開催、恋活や子育て家族交流などの各種イベント開催、悩み相談や面談、手続きやライフイベント等の様々な支援を実施。イベントは年間約30回開催

交際や結婚生活の見守り、子育て支援など自主事業による幅広い支援

- ・ 自主事業の職員は、家族とも連携を図り、交際や結婚後の生活を訪問や相談に乗るなどをしながら温かく見守るということや、結婚の際の後押し・両家顔合わせなどの幅広い支援を実施。
- ・ 子育て世帯における子どもへの支援も自主事業による職員等が中心となり、利用者の学校との面談やPTA関係、子どもの病院受診、成長見守り、服薬管理などにおけるサポートのほか、市町村の母子保健部署や子育て支援機関との連携なども実施。
子どもの状況に応じて、グループホームの毎週の会議に自主事業の職員が参加。

個別事例の状況

〔世帯の状況：賃貸住宅にて同棲〕

男性：知的障害（区分なし）30代

女性：知的障害（区分なし）20代

〔同棲に当たっての支援状況〕

男性は元々グループホームにいたが、両親の理解を得て、同棲するためにグループホームから退居した。同棲を開始したタイミングで男性への自立生活援助による支援を開始し、現在は自立生活援助の職員が週に1回程度の訪問をしながら、見守りや相談等の支援がされている。

03 自主事業の職員もパートナー間でのすれ違いについて、招き合わせの支援を実施してきた。

【利用者本人談：出会いに関して】

出会い後にボーリングや食事会、映画など3回ほどの自主事業のイベントに参加して、仲が深まった。

最初の出会ってから付き合うまでの過程を考えると自主事業からの支援は大事だと思う。やはり自分たちだけで動くとなると出会いなどは難しいと思う。



見守りや相談支援

自立生活援助事業所
自主事業

（現在の支援状況）

障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所

障害者就業・生活支援センターや委託相談支援等における支援の取組

- 元々は知的障害者通勤寮を運営しており、地域生活する障害者を多く支援してきた法人
- 現在、障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所が一体となって、利用者の希望する生活をどう実現するかに向けて個別支援を実施。結婚や子育てについても特別視せずに、個別支援の延長線上で支援してきた。
- これまでに数十組の夫婦等の家族世帯を支援し、そのうち十組弱は子どもがいる世帯
- 子育てに係る支援は、地域のボランティアによる子育ての支援など様々な資源を活用することを心がけ、地域の支援機関・サービスの情報収集・提供、つなぎの支援を実施

結婚や子育てを含む様々な生活方法の希望実現に向けた個別支援

- ・ 結婚や子育てだけでなく、一人暮らしをしたい、自分で食事を作って生活したいなど、利用者ごとに異なる様々な生活の希望を実現するため、障害者就業・生活支援センターや委託相談支援事業所が個々の状況に応じた個別支援を実施。
- ・ 結婚や子育てについては、周囲に同じような経験をしてきた先輩家族が多く、他の利用者にとってのイメージのしやすさにつながっている。
- ・ 子育て中の障害者宅を訪問し、実際の生活場面を見て話を聞く機会を提供している。

地域の支援機関やサービスにつなぐ子育て支援

- ・ 子育て支援においては、自分の事業所だけで抱え込まずに、地域の方々や様々な支援機関やサービスにより支援することを意識。
- ・ 地域の子育て支援機関・サービスについて情報収集及び情報提供をするとともに、本人の意思を確認しながら、それらにつなげる支援を実施。
- ・ 本人たちが良好な関係を形成できるよう状況を把握し、必要に応じて同行する等の支援は行うが、最終的に継続して利用するかどうかは利用者本人たちが決める。

個別事例の状況

【利用者本人談】

出産後は、ホームヘルパーや地域のボランティアの方が、日程を組みながら家に来てくれた。その調整は事業所の職員がしてくれていた。また、市町村の母子保健担当の保健師も月に2、3回ほど家に訪問してくれていたほか、困ったときに電話して来てもらったこともあった。

出産後3か月で保育園に子どもは入園した。ボランティアは保育園に入園するまで、ホームヘルパーは出産から約6年間来てもらっていた。ボランティアは、退院後2週間は週に5日（各日3回）来てもらい、その後、保育園入園までは週に2、3日来てもらっていた。また、ホームヘルパーは、退院後2週間は週に5日、その後は週に2、3日帰宅後に来てもらい、子育てについて色々と教えてもらうとともに、入浴の手伝いや着替えの準備、離乳食づくりなどをやってもらっていた。

〔世帯の状況：賃貸住宅〕
父：身体障害、知的障害（区分なし）
40代、就労あり
母：知的障害（区分1）40代、就労あり
子：中学生

地域ボランティア

居宅介護事業所

保健師

障害者就業・生活支援センター、委託相談支援事業所

日程調整

訪問支援



(出産後の支援状況) 04

グループホームにおける支援事例

- グループホームの数十名の利用者のうち、2組の子育て中の利用者世帯がいる
- グループホームとして借り上げた賃貸アパート等で、知的障害を有する両親と、その子どもが同居生活
- これまで数組の子育て中の利用者世帯を支援し、うち複数の世帯が一般アパート等に転居
- 利用者から子育てについての希望があった場合には、グループホームの職員が子育てに伴う困難な面も含めて情報提供し、本人たちの意思を丁寧に確認した上で、その意思を尊重した支援を実施

グループホーム職員による 子育て中の利用者への支援内容

- ・ グループホーム職員が、居室への巡回訪問等を行い、見守り、生活上の相談助言や金銭管理等の支援を実施。
- ・ 子どもに関する家事等は基本的には利用者が行っているが、食事は子ども分も含め食材配送サービス等により対応。
- ・ また、グループホーム職員が子育て支援に係る関係機関との調整や必要なつなぎを実施。
- ・ なお、グループホームから一般のアパート等に転居を希望した場合は、住居の確保などの支援を行っている。

市町村の保健師や 家庭児童相談室等との連携

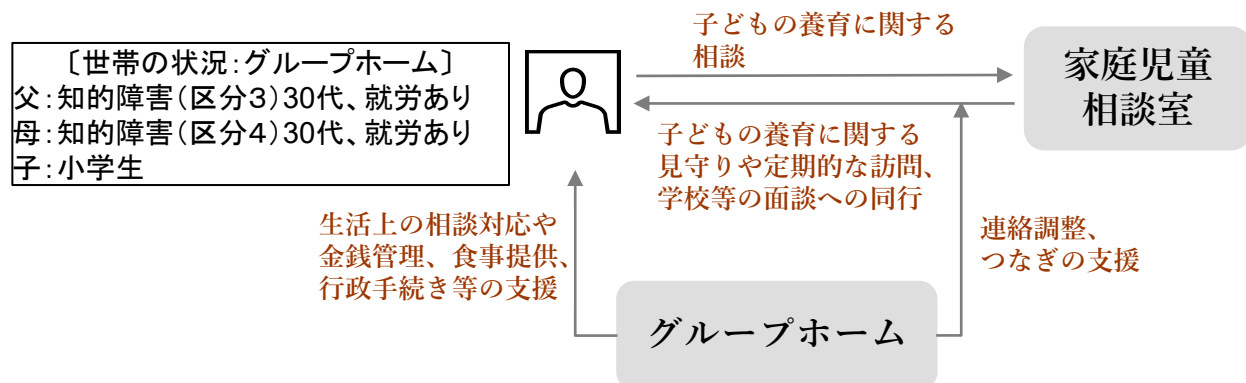
- ・ 乳幼児期は、市町村の保健師がグループホームへ定期的に訪問することで、見守りや子育てに関する助言などの継続的な支援が行われている。
- ・ また、市町村の家庭児童相談室の職員による利用者の子育てに関する相談対応や見守り等が行われている。
- ・ 具体的には、グループホーム職員と必要な連携をしつつ、各機関の支援者により、利用者の居室への定期的な訪問、保育所等の利用手続きの支援、学校での保護者面談同席などのほか、利用者への必要な助言が行われている。

個別事例の状況

【利用者本人談】

市町村の家庭児童相談室の職員に月1回定期的に訪問してもらっており、色々と相談している。子どもの学校との面談にも同行してもらい、担任の先生に対して一緒に学校における生活状況等についても相談してくれている。子どもの学力の問題など、学校生活のことで困ったときに心強いと感じている。

不安はあり、すぐには難しいと思うが、将来的にはグループホームを退居して自立した生活を送ってみたい。



相談支援事業所における、子育て中の利用者に対する 市町村児童福祉部署やホームヘルパー等と連携した取組例

委託・特定相談支援事業所

委託・特定相談支援事業所における支援事例

- ▶ 計画相談支援や市町村の委託相談に関わっている利用者のうち2組の子育て世帯がいる
- ▶ 乳幼児を育てている世帯では、相談支援事業所が、市町村の児童福祉部署、ホームヘルパー等と連携しながら、在宅における子育ての見守りや支援を実施
- ▶ 特に、子育ての支援については、市町村の児童福祉部署や保健師が主導的に動いてくれているが、相談支援事業所も場面に応じて適宜支援に加わっている。

個別事例の状況

【具体的な支援・連携場面】

居宅介護を活用して、ホームヘルパーが保育園への子どもの送迎や掃除の支援をしている。送迎を開始する際には、当事業所から保育園に連絡をして、ホームヘルパーによって子どもの送迎を行うことの確認や調整を実施した。

また、当事業所からホームヘルパーに対して、いつもと何か違う場合（子どもの調子が悪い等）には連絡を入れてもらうよう予め伝えている。

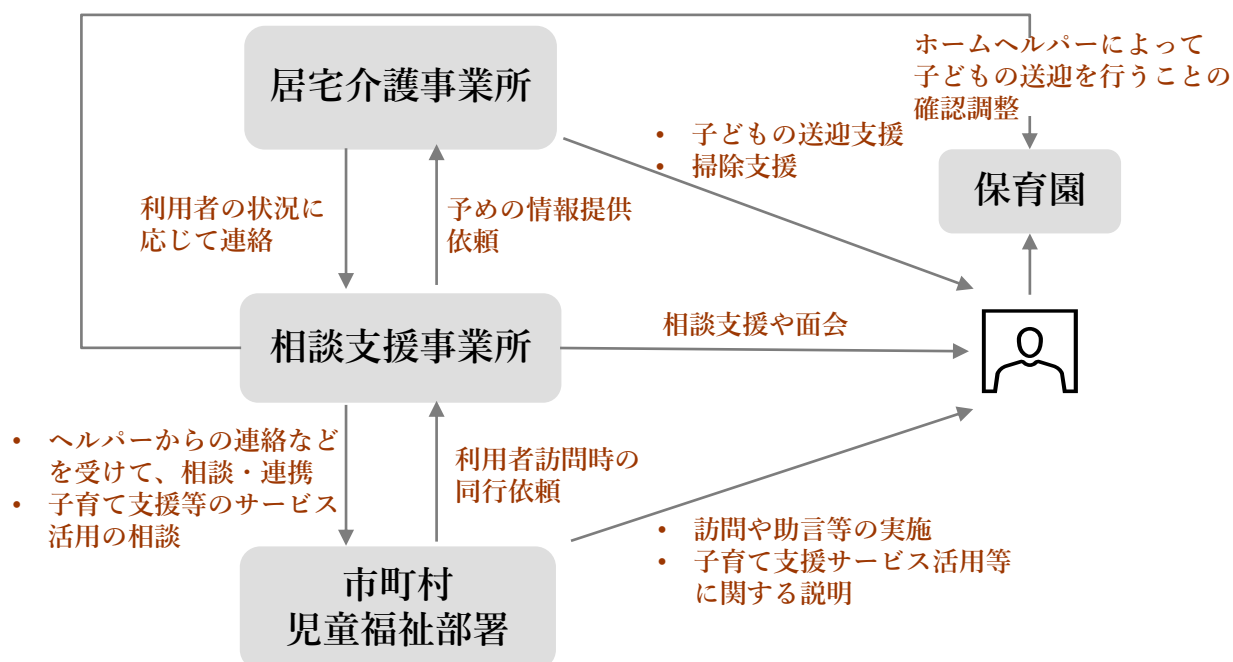
市町村の児童福祉部署は保健師と連携して、当該世帯に対する訪問や助言等を実施している。

子育て支援などのサービス活用は、当事業所から適宜児童福祉部署に相談するとともに、サービスの利用に係る利用者への説明もお願いしている。

また、児童福祉部署から、障害年金の子どもの扶養に関する加算についての説明の際に同行してほしいと依頼を受け、市町村職員とともに自宅訪問するなど連携して支援している。

〔世帯の状況：持ち家〕

父：視覚障害（区分なし）年齢不明、就労あり
母：視覚障害、精神障害（区分2）30代、就労なし
子：乳児、幼児



相談支援事業所における子育て中の利用者に対する 障害児相談支援事業所や児童相談所等と連携した取組例

特定相談支援事業所・自立生活援助

特定相談支援事業所・自立生活援助における支援事例

- 子育て中の利用者について、当事業所が相談支援や自立生活援助による支援を実施するとともに、居宅介護により家事や育児支援を実施
- 障害のある子どもの支援については、母子保健・子育て支援機関だけでなく、障害児相談支援事業所とも連携

個別事例の状況

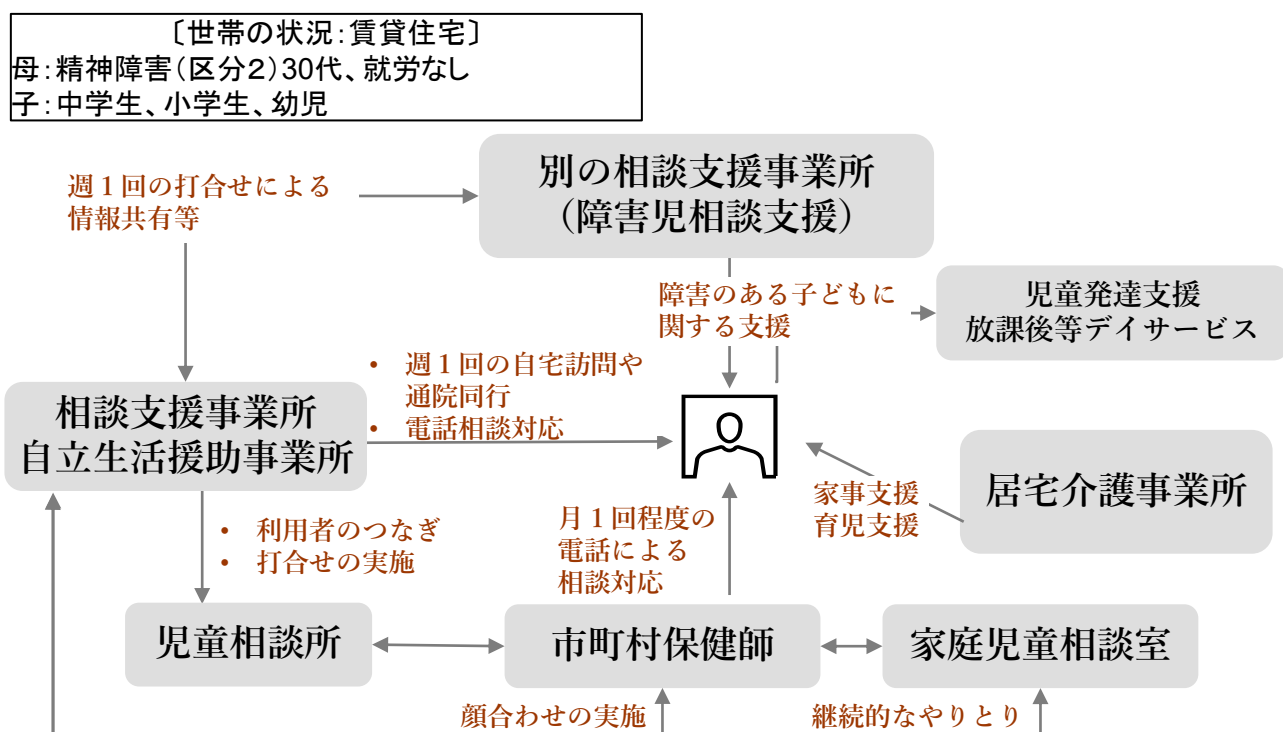
【具体的な支援・連携場面】

当事業所では、週1回の自宅訪問や精神科への通院同行のほか、電話相談を実施している。また、週3回の居宅介護により、掃除や料理、子どもの入浴介助の支援を実施している。

障害のある子どもについては、別の相談支援事業所（障害児相談支援）が対応し、児童発達支援等の調整をしている。また、この障害児相談支援を実施している事業所との打合せを週に1度開催し、情報共有や活用できるサービス等の打合せを実施している。

母親が体調を崩した場合の子どもに係る対応に備えて、母親を児童相談所につなぐとともに、当事業所においても、児童相談所との打合せを実施。

また、市町村の保健師や家庭児童相談所などが連携しながら母子の支援をしている。そのうち保健師は、月に1回程度、電話により、子どものことや母親自身の体調などの様々な相談に乗っている。当事業所においても、この保健師と顔合わせをしているほか、家庭児童相談所とも情報共有などのやりとりを継続的に実施している。



委託・特定相談支援事業所

相談支援事業や法人内の母子への支援事業・子育て支援事業における支援の取組

- サービス等利用計画を作成している利用者のうち、約6割が障害のある親か子どもであり、法人内外の母子への支援サービスや児童福祉サービスとの連携を図りながら、障害者本人だけでなく、その家族全体を支援
- 予期せぬ妊娠等の相談窓口事業やファミリーホームなど、法人内で妊娠期や出産直後の母子への支援サービスも展開しており、障害者の妊娠・出産への支援も実施
- 独自の取組として、子育て中の世帯を対象とした24時間365日の緊急電話対応を実施

親子を分けない包括的な家族支援

- ・ 法人内には、相談支援事業所やグループホーム等のほか、予期せぬ妊娠等の相談窓口や児童発達支援、ファミリーホーム（複数の養育者が複数の子どもを養育する小規模住居型児童養育事業）、保育所などの母子への支援・子育て支援サービス等事業所があり、それらも活用して包括的な家族支援を実施。

子育て中の世帯を対象とした 24時間緊急対応電話の設置

- ・ 子育て中の世帯を対象とした24時間365日の緊急対応電話を法人独自の事業として設けており、その役割は大きい。
- ・ 困ったらすぐに連絡してほしいと利用者に伝え、概ね2名体制ですぐに駆け付けられるような体制を整備。
- ・ 話を聞いてもらえるだけで安心するという状況が多くあり、利用者の子どもからも、電話だけで親の様子が落ち着いたなどの声がある。

産むか産まないかの選択や 出産後の様々な事例

- ・ 妊娠後の相談も多い中、産むかどうかの選択場面においては、最終的には本人が決めることができるよう寄り添いの支援をしている。その際、産んだ後に自身で育てるかどうかなどという点も含め、どのようなサービスや制度等があるかを説明。
- ・ これまでに産んだ後の状況は以下のように様々な事例がある。
 - 複数の子どものうち、数名は実家やファミリーホームに預け、数名は自宅で子育てしているという事例
 - 平日はファミリーホームを活用して、休日に子育てをしている事例
 - 出産直後に子どもは一時保護されるも、法人の運営する保育所に母子ともに通園する等の条件で一時保護が解除され、母子通園しながら子育てをし始めた事例
 - 特別養子縁組や里親制度を選択した事例

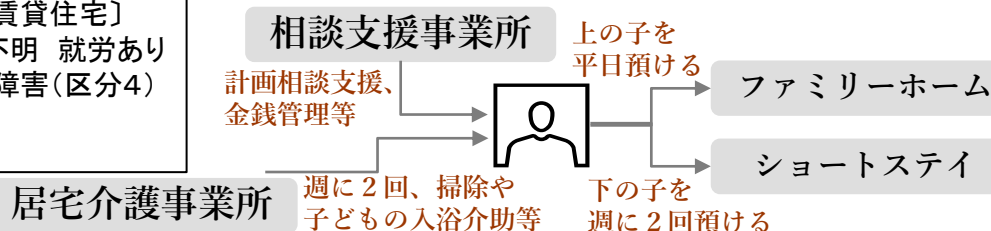
個別事例の状況

【利用者本人談】

当事業所には計画相談支援のほか、主に金銭管理や書類手続きについて支援を受けている。居宅介護を週2回利用して、掃除や子どもの風呂の介助の支援を受けている。

上の子どもは、ファミリーホームに平日は預けており、土日に自宅に帰ってきて一緒に過ごすこともある。下の子どもは自宅で過ごしているが、週2回法人内のショートステイを利用。

〔世帯の状況：賃貸住宅〕
父：障害なし、年齢不明 就労あり
母：知的障害、精神障害（区分4）
40代、就労あり
子：2名（小学生）



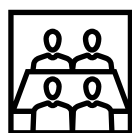
市町村が定例ミーティングの開催などにより主導し、母子保健分野・児童福祉分野と障害福祉分野の連携体制を構築している取組例

市町村母子保健・児童福祉部署、市町村障害福祉部署
児童家庭支援センター、基幹相談支援センター

市町村の各部署・各支援機関における支援事例

- 市町村母子保健・児童福祉部署が、障害者等の要支援家庭における子育てに係るケースについて検討する月1の定例ミーティングを開催し、市町村障害福祉部署、基幹相談支援センター、児童家庭支援センターなどが一同に参加
- そこでの情報共有のほか、障害者の子育て支援に当たっては、障害福祉分野と母子保健分野・児童福祉分野の各機関が、様々な場面でそれぞれに意識的に連携を図りながら支援

月1の子育て支援連携ミーティングの開催



- ・ 市町村母子保健・児童福祉部署が、毎月第2火曜13時半～15時半に開催
- ・ 庁内では母子保健・児童福祉部署と障害福祉部署のほか、保健部署と教育部署も参画
- ・ 基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、地域交流センター等の外部機関が参画
- ・ 障害者に限らず全ての要支援家庭について情報共有するほか、個々のケースについて、子どもの状況に応じた支援計画の作成や、内外部の各機関による支援体制の構築・役割分担などについて議論

市町村 母子保健 児童福祉部署

- ・ 市町村内にいるすべての子どもやその家庭、妊産婦を対象として、専門的な相談対応や訪問等による一貫した支援を実施
- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としても機能

児童家庭支援 センター

- ・ 地域で生活する子ども及び家庭への相談支援を実施
- ・ 妊娠期から子どもが18歳くらいになるまで切れ目なく支援
- ・ 公認心理師もおり、心理療法も可能

市町村 障害福祉部署

- ・ 基幹相談支援センターのフォロー
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害の各1名ずつのケースワーカーが月1で基幹相談支援センターと打ち合わせをして、各自の把握ケースを共有

基幹相談支援 センター

- ・ 来所や電話、LINEによる相談対応
- ・ 特に対応困難ケースや多岐にわたる特別な支援が必要なケースに対応
- ・ 市町村内の特定相談支援事業所や市町村障害福祉部署との月1回の連絡調整会議を実施

そのほかの様々な連携状況

- ・ 障害者の子育てのケースでは、行政内では状況に応じて一番対応しやすい部署が主導。ただし、市町村母子保健・児童福祉部署にあらゆる情報が集約されるようにルール化
- ・ 市町村障害福祉部署では、母子保健・児童福祉部署から聞く支援方針と基幹相談支援センターから聞く支援方針が異なる場合に、その調整をしつつ、具体的な支援方法を検討
- ・ 基幹相談支援センターでは、市町村内の保育園や幼稚園、小学校を約10年間にわたり巡回し、先生の困り感への対応や、状況に応じて相談支援事業所へのつなぎや行政への橋渡しを実施
- ・ 障害のある両親と子どものいる家庭への支援に当たり、児童家庭支援センターによる月1回の面談に基幹相談支援センターも同席することで、障害特性を踏まえた面談や家庭支援の提案を実現
- ・ 生活困窮に係る相談窓口や担当部署とも連携した支援を実施